



桂川ウエルネスパーク ドッグラン利用規約
*ドックランは利用登録制です。
*更新は、4~6月中に!



●ドックラン施設利用方法

- 登録料は無料です。
- 利用登録証は、発行年度の翌年度の6月末までの約1年間 有効です。
更新する場合は、4~6月の間に、再度 利用登録を行ってください。
- 1.施設の利用時間を厳守してください（裏面参照）
- 2.利用者同士譲り合い、自らの責任においてご利用ください
- 3.犬の噛みつき合い、飼い主や犬の事故やけが、利用者間同士のトラブル等ドッグラン内でのトラブルは、利用者間にて解決ください
- 4.利用登録証は、飼い主が首にかけてドッグランをご利用ください
- 5.ドッグラン利用者以外は入場しないでください
- 6.ドッグラン内での飲食や喫煙、犬への餌やりはしないでください
- 7.飼い主としての責任を持ち、ゴミや犬の排泄物については必ず持ち帰り、公園内のごみ箱やトイレには排泄物を捨てないでください
- 8.犬の掘った穴などは必ず埋めてください
- 9.飼い主と愛犬は必ず一緒に入場ください。また中学生以下は保護者同伴で入場ください
- 10.ドッグランの利用になれていない、飼い主の命令を聞かない（呼んでも戻ってこない）場合はリードを外さないでください
- 11.複数の愛犬を同時に放さないでください
(1人の飼い主が一度に放せる愛犬は、1頭とします)
- 12.ドッグラン内で競技を目的とした利用、または訓練士等の営業活動はしないでください
- 13.大・中型犬を小型専用エリアへ犬を入れないでください。(共用エリアをご利用ください)
- 14.鑑札及び注射済票は常時犬に着けてご利用ください
※鑑札及び注射済票を犬に着ける事は「狂犬病予防法」により義務付けられています。
- 15.利用規約を守れない場合、利用登録を抹消されても異議はないことを同意の上、ご利用ください
- 以下に該当する犬はドッグランを利用できません。また利用登録を解除する場合があります
 - ① ドックランの利用登録を行っていない犬。
 - ② 法令等に定められた予防接種を受けていない犬。
 - ③ 当日、噛みつきトラブルを起こした犬。
 - ④ 他の利用者や犬に攻撃性がある、
もしくは、他の利用者に恐怖を与える犬。(闘犬を目的にした犬など)
 - ⑤ 発情期の犬、及び病気の犬。
 - ⑥ 犬以外のペット。
 - ⑦ ドックラン利用上の規約に違反した場合

※管理上支障がある際や係員の指示に従わない場合、ご利用をお断りする場合があります。

●ドッグラン営業時間

営業時間：夏時間（4月～9月）9時00分～18時30分

冬時間（10月～3月）9時00分～16時30分

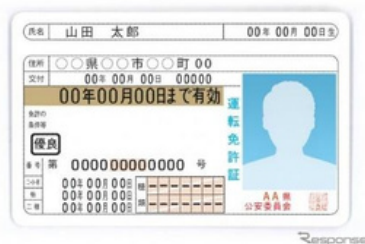
※ただし、悪天候などで利用時間が変わることがあります。

※また、施設の整備や公園の行事などにより利用を制限する場合があります。

●利用登録方法

◇以下の3点を持参の上、ドッグラン利用登録申請書への記入の上、お申込みください。

- ① 本人確認（運転免許証・マイナンバーカード）
- ② 犬鑑札（プレート）
- ③ 当年度の狂犬病予防注射票（プレート）



- 必要書類がひとつでも確認が取れない場合は、お申し込みができません。
- 利用登録証の有効期限は、翌年度の6月30日までとし、1年毎に更新が必要です。
※更新の際も、新規と同様の手続きが必要となります。
- 申込みの際、「ドッグラン利用登録証」をその場で発行し、発行日より利用可能となります。

●飼主の皆様へ

鑑札及び注射済票を犬に着ける事は「狂犬病予防法」により義務付けられています。

着けていない場合、当該犬は抑留の対象となるとともに、飼主は二十万円以下の罰金に処されますので鑑札及び注射済票は常時犬に着けるようお願い致します。

●ドッグランに関するお問合せ

（午前9時00分～午後17時00分）

桂川ウェルネスパーク管理事務所

指定管理者：アメニス山梨（桂川）グループ

FAX：0554-26-5444



●登録窓口

営業時間：9時00分～17時00分

※上記営業時間外は窓口での申し込みはできませんので、ご注意ください。